

第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について

1. 計画の位置付け及び必要性

- 一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき、市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及び適正処理を進めるための基本的な方向性を定めるものであり、「堺市環境基本計画」や、資源循環分野における総合的な計画である「循環型社会づくり計画」を上位計画とする一般廃棄物の部門計画として位置付けられるもの。
- 現行の第 2 次計画が計画年度（平成 27 年度）を迎えることから、本市のごみ処理事業の現状や社会環境の変化、廃棄物行政の動向などを踏まえた次期（第 3 次）計画の策定が必要。

2. これまでの経過

- H25.10.30 堺市廃棄物減量等推進審議会（第 8 期）に諮問
「第三次堺市一般廃棄物処理基本計画について」
(以降、H27.8.11 までに審議会 7 回及び施設見学会を開催)
- H27.8.21 堺市廃棄物減量等推進審議会（第 8 期）から答申

3. 計画（案）の概要

【計画の対象】市が自ら又は委託して収集・処理する一般廃棄物のみならず、排出事業者が収集運搬事業者やリサイクル事業者と契約して収集・処理されているものも含め、市内で発生する全ての一般廃棄物（ごみ）

【計画期間】2016(H28)年度～2025(H37)年度の 10 年間
5 年後の 2020(H32)年度に必要な見直しを実施

※その他、詳細については資料 2 及び資料 3 参照

4. 今後のスケジュール（予定）

- H27.12.18～ 計画（案）についてのパブリックコメント実施（約 1 月間）
- H28.3 第 3 次堺市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 策定